

ついて、それぞれ当該各号に掲げ

法第八条第二項第一号に掲げる地域に
関する都市計画 位置、区域又は面積の
変更で、区域区分の変更に伴い市街化区
域から除外される土地の区域を当該地域
の区域から除外したにとまると認めら
れるもの

二 道路に関する都市計画 前条第三号に
掲げる位置又は区域の変更。ただし、当
該変更に係る区間の道路の区域が圍若し
くは地方公共団体(当該変更をする市町
村を除く。)が管理する他の道路又は当
該他の道路以外の都市計画施設(当該変
更をする市町村の都市計画において定め
られたものを除く。第四号において同
七)の区域に接し、又は重複するもの
を除く。

三 都市高速鉄道に関する都市計画 前条
第四号に掲げる位置又は区域の変更。た
だし、当該変更に係る区間の都市高速鉄
道の区域が当該都市高速鉄道以外の都市
計画施設(当該変更をする市の都市計画
において定められたものを除く。)の区
域に接し、又は重複するものを除く。

四 公園及び緑地に関する都市計画 前条
第六号に掲げる位置、区域又は面積の変
更。ただし、当該変更に係る区域が他の
都市計画施設の区域と重複するものを除
く。
五 (一) 団地の住宅施設に関する都市計画
イ 住宅の低層、中層又は高層別の予定
戸数の変更で、当該変更による予定戸
数の合計の変更が二百戸未満であり、
かつ、変更前の予定戸数の合計の十

パーセント未満であるもの
ロ 公共施設、公益的施設又は住宅の配
置の方針の変更で、公共施設又は公益
的施設の規模の変更を伴わないもの
(平五建令八・追加、平一〇建令三七・平一
二建令四一・平一三建令八五・平二三建交
令六三・平二九国交令二〇・二部改正)

参照条文 * 都市計画区域の変更―法五〇
* 準都市計画区域の変更―法五二の四 *
遊休土地転換地用促進区―法一〇の三
運用指針

* 都市計画の変更―都市指針Ⅲ―2―4…
…一六五ページ・Ⅳ―2―1―Ⅱ―B―
3…一六六ページ・Ⅳ―2―1―Ⅱ―
D―1―(2)…二〇〇ページ・Ⅳ―2―
2―1―I―2…二八一ページ・Ⅳ―2―
3…三三〇ページ

例規 * 都市計画の変更主体について(回
答)昭和四五年建設省都計発一四号)…
四六四ページ

(都市計画の決定等の提案)
第二十一条の二 都市計画区域又は準都市
計画区域のうち、一体として整備し、開
発し、又は保全すべき土地の区域として
ふさわしい政令で定める規模以上の一回
の土地の区域について、当該土地の所有
権又は建物の所有を目的とする対抗要件
を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設
備その他一時使用のため設定されたこと
が明らかなるものを除く。以下「借地権」
という。)を有する者(以下この条にお
いて「土地所有者等」という。)は、一
人で、又は数人共同して、都道府県又は
市町村に対し、都市計画(都市計画区域

の整備、開発及び保全の方針並びに都市
再開発方針等に関するものを除く。次項
及び第七十五条の九第一項において同
じ。)の決定又は変更をすることを提案
することができる。この場合において
は、当該提案に係る都市計画の素案を添
えなければならぬ。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うこ
とを目的とする特定非営利活動促進法
(平成十年法律第七号) 第二条第二項の
特定非営利活動法人、一般社団法人若し
くは一般財団法人その他の営利を目的と
しない法人、独立行政法人都市再生機
構、地方住宅供給公社若しくはまちづく
りの推進に関し経験と知識を有するもの
として国土交通省令で定める団体又はこ
れらに準ずるものとして地方公共団体の
条例で定める団体は、前項に規定する土
地の区域について、都道府県又は市町村
に対し、都市計画の決定又は変更をする
ことを提案することができる。同項後段
の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案(以下「計画
提案」という。)は、次に掲げるところ
に従つて、国土交通省令で定めるところ
により行うものとする。
一 当該計画提案に係る都市計画の素案
の内容が、第十三条その他の法令の規
定に基づく都市計画に関する基準に適
合するものであること。
二 当該計画提案に係る都市計画の素案
の対象となる土地(国又は地方公共団
体の所有している土地で公共施設用の
号に供されているものを除く。以下この
号において同じ。)の区域内の土地所

有者等の三分の二以上の同意(同意し
た者が所有するその区域内の土地の地
積と同意した者が有する借地権の目的
となつてゐるその区域内の土地の地積
の合計が、その区域内の土地の総地積
と借地権の目的となつてゐる土地の総
地積との合計の三分の二以上となる場
合に限る。)を得ていること。
(平一四法八五・追加、平一八法四六・平
一八法五〇・平三〇法三二・一部改正)

政令 (法第二十一条の二第一項の政令で定める
規模)
第十五条 法第二十一条の二第一項の政令で
定める規模は、〇・五ヘクタールとする。
ただし、当該都市計画区域又は準都市計画
区域において一体として行われる整備、開
発又は保全に関する事業等の現況及び将来
の見通し等を勘案して、特に必要があると
認められるときは、都道府県又は市町村
は、条例で、区域又は計画提案に係る都市
計画の種類を限り、〇・一ヘクタール以上
〇・五ヘクタール未満の範囲内で、それぞ
れ当該都道府県又は市町村に対する計画提
案に係る規模を別に定めることができる。
(平一四政三三一・追加、平二三政一九・
旧第十五条の二繰上)

省令 (まちづくりの推進に関し経験と知識を有
する団体)
第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国
土交通省令で定める団体は、次に掲げる要
件のいずれにも該当するものとする。
一 次のいずれかに該当する団体であること

一 当該計画提案に係る都市計画の素案
の内容が、第十三条その他の法令の規
定に基づく都市計画に関する基準に適
合するものであること。
二 当該計画提案に係る都市計画の素案
の対象となる土地(国又は地方公共団
体の所有している土地で公共施設用の
号に供されているものを除く。以下この
号において同じ。)の区域内の土地所